

令和元年度高齢者を対象とした定期インフルエンザ予防接種事業について

1 実施期間

令和元年10月15日（火）から令和2年1月31日（金）まで

2 対象者

名古屋市に住民登録があり、次の（1）（2）のいずれかに該当する方

（1）接種日において満65歳以上の方

（2）接種日において満60歳以上65歳未満でかつ心臓・腎臓・呼吸器の機能障害あるいはエイズウイルスによる免疫機能障害（身体障害者手帳1級相当）のある方

※（2）については身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書が必要です。

3 接種回数

1回（インフルエンザHAワクチン0.5ml）

4 接種場所等

市内インフルエンザ予防接種指定医療機関（約1,500医療機関）

※愛知県広域予防接種事業を利用して県内市外インフルエンザ協力医療機関でも接種することができます。希望者は、接種前に各区保健センターの窓口又は感染症対策室あて郵送で申請手続きをする必要があります。

※接種の際、健康保険証等、被接種者の年齢、住所が確認できるものが必要です。

5 料金

自己負担金（医療機関の窓口での徴収額）

1,500円 ※自己負担金免除制度は、「6 自己負担金免除制度」をご参照ください。

6 自己負担金免除制度

生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の名古屋市民が対象で、次の証明書類のうちいずれか1つを接種時に提出することにより自己負担金が免除される制度です。

（1）今年度の確定版の介護保険料納入通知書（名古屋市が発行したもので、かつ、保険料段階が第1～4段階のものに限る。）の写し

（2）生活保護受給証明書の原本

（3）市民税非課税確認書の原本

（4）中国残留邦人等に対する支援給付に係る本人確認証の写し

注1）上記の対象者以外の生活保護世帯や市民税非課税世帯の方に対する接種費用の減免等の制度はありませんので、対象者以外へのご案内については十分ご注意ください。

注2）個人の市民税・県民税証明書は証明書類となりませんので（3）の市民税非課税確認書の発行を受けるようご案内ください。

注3）賦課期日（1月1日）現在、名古屋市に住民票がない方は、市民税非課税確認書の発行に、賦課期日（1月1日）現在に住民登録がある市町村が発行した市民税・県民税証明書が必要です。

7 その他

緑色の公害医療手帳をお持ちの公害認定患者については、自己負担金助成制度があります。公害認定患者の方が、自己負担金が発生する場合（減免対象とならない場合）に自己負担金分の支払いを名古屋市が行うものです。この制度についての詳細は、環境局公害保健課（Tel972-2688）までお問い合わせください。